

Ⅱ 肢体不自由のある児童生徒の教科指導における 「表現する力」の育成に関する基本的な考え方

1. 国の施策としての言語活動の充実に向けての取組

改正教育基本法（平成 18 年 12 月）や学校教育法の一部改正（平成 19 年 6 月）で示された教育の基本理念として、学校教育においては「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視すると共に、学力の重要な要素は、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③学習意欲、であることを示した。これらを踏まえ、中央教育審議会は「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成 20 年 1 月）を答申した。この答申においては、学習指導要領の改訂の基本的な考え方として、以下の 7 点を示している。

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」をという理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

上記の基本的な考え方を踏まえつつ、学習指導要領の改訂に当たって充実すべき重要事項の第一として言語活動の充実を挙げ、各教科等を貫く重要な改善の視点として示した。

言語活動の充実が、学習指導要領の改訂で重く位置づけられた経緯について、高木（2008）は、以下のように整理している。『①社会全体で「国語力」を育成することが求められ、文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」（平成 16 年 2 月）によって、「国語力」の育成が提言された。②平成 18 年 6 月から 8 回にわたって言語力育成協力者会議が開催された。この会議から「言語力の育成方策について（報告書案）【修正案・反映版】」（平成 18 年 8 月 16 日）が出され、「言語力育成」の基本的な方向性が示された。このことにより、国語力の育成が教育課程改訂の中で、重要な役割を担うことが位置づけられた。この言語力の育成は、PISA 型「読解力」の内容と同じ方向性を持つものである。③学校教育においては、この PISA 型「読解力」を基盤として、言語力の育成を図る方向性が示された。④中央教育審議会「審議のまとめ」（平成 19 年 11 月 7 日）で、それまで国語力としてきた内容を、「各教科等における言語活動の充実」として示すこととした。それは、国語力というと、それまでは教科国語の時間で育成するものと捉えられたためである。』とし、「各教科等における言語活動の充実」は、教科国語はもとより、全ての教科等で育成すべき思考力・判断力・表現力の基盤となるものであることが明示された。

こうした経緯を踏まえた小学校学習指導要領（平成 20 年 3 月告示）の総則においては、以下のように示されている。

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

1 (前略) 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

同じく総則において、指導計画等の作成に当たって配慮すべき事項について、以下のよう示されている。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各教科等の指導にあたっては、児童の思考力、判断力、表現力等を育む観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実させること。

生きる力をはぐくむためには、各教科等において思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動の重視とともに、言語環境を整え、言語活動の充実を図ることに配慮することが重要であることが示されている。

さらに、この小学校学習指導要領（中学校学習指導要領も同様）では、言語に関する能力を育成する中核的な国語科において、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」のそれぞれに、記録、要約、説明、論述と行った言語活動を例示した。

2. 学習評価の観点からみた「表現する力」

国立教育政策研究所教育課程研究センターは、平成22年11月に「評価規準の作成のための参考資料（小学校）」を作成した。その中で、評価規準作成の経緯と今回の学習指導要領改訂を踏まえた評価の観点の考え方の整理が示されている。以下、その概要を示す。

「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について（通知）」（平成3年3月、文部省）では、観点別学習状況の評価が効果的に行われるようにするために、「評価規準を設定するなどの工夫を行うこと」とし、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するための拠り所を意味するものとして、「評価規準」の概念を導入した。さらに、「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）」（平成13年4月、文部科学省）では、各教科の評価の観点及びその趣旨を参考として、評価規準の工夫・改善を図ることが望まれると示した。これを受けて国立教育政策研究所は、平成14年2月に「評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料」を作成した。観点別学習状況について、その評価の観点を基本的に「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の4つの観点によって構成することとした。

そして、平成 20 年告示の学習指導要領の下で行われる評価について、文部科学省は、平成 22 年 5 月 1 日付けで初等中等教育局長から「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善について(通知)」を发出した。その中で、学習評価の観点について、①「関心・意欲・態度」 ②「思考・判断・表現」 ③「技能」 ④「知識・理解」に整理され、示された。それまでの観点の構成に比べると、「思考・判断」が「思考・判断・表現」となり、「技能・表現」が「技能」として設定されることとなった。この変更のあった「表現」については、『「思考・判断・表現」の観点のうち「表現」については、基礎的・基本的な知識・技能を活用しつつ、各教科の内容に即して考えたり、判断したりしたことを、児童生徒の説明・論述・討論などの言語活動等を通じて評価することを意味している。』と説明している。「表現」とは、これまでの「技能・表現」で評価されていた「表現」ではなく、思考・判断した過程や結果を言語活動等を通じて児童生徒がどのように表出しているかを内容としていること、併せて、「技能」については、これまで「技能・表現」として評価されていた「表現」をも含む観点として設定されることとなった。

「表現」が、各教科等の内容等に即して思考・判断した内容を表す活動として一体的に観ていくことが重要であることを示したものである。このような考えに基づくと、「表現する力」は、思考する力、判断する力と一体的に培うことが大切であると言える。

3. 肢体不自由のある児童生徒にとって「表現する力」の育成の意義と課題

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成 21 年 3 月告示)においても、総則において「言語活動を充実すること」について、先述した小学校学習指導要領と同様の記述がされている。障害の有無にかかわらず、言語活動の充実を通して思考・判断・表現する力を育むことは、教育の重要な今日的課題であることは言うまでもないことである。加えて、肢体不自由のある児童生徒に対しては、「表現する力の育成」を特に重要な事項としている。各教科指導において、特に配慮すべき事項として以下のように示してある。

第 2 章 各教科

第 1 節 小学部

第 1 款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第 2 章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

(中略)

3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点をおくなどして指導すること。

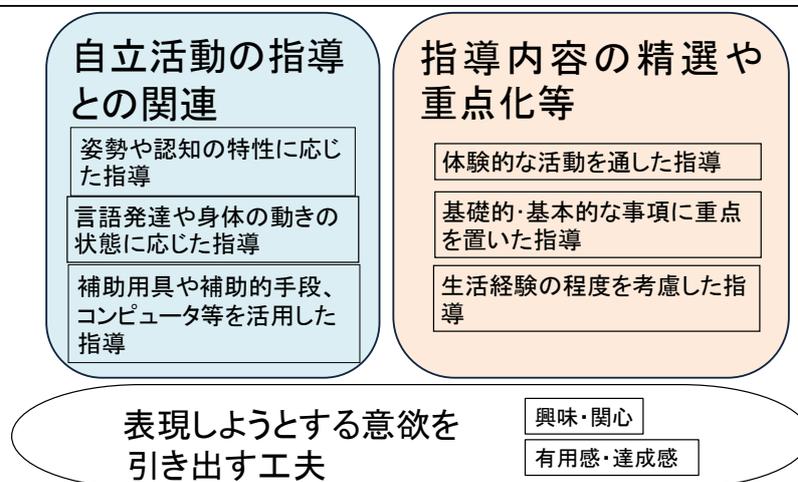
- (3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (4) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (5) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

特に配慮すべき事項の一番目に「表現する力の育成」に努めることが挙げられた。「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成 21 年 6 月）では、以下のように解説している。

「近年、児童生徒の障害が重度化するにつれて、表現に対する困難さも大きくなっていることから、各教科の指導において、児童生徒の実態に応じて表現する力の育成に努めることを明確にした。」とその意義を述べている。また、背景として、「肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きに困難があることから、様々な体験をする機会が不足しがちとなり、そのため表現する意欲に欠けたり、表現することを苦手としたりすることが少なくない」と体験の機会の不足とそれによる意欲の低下が課題であるとしている。そして、「各教科の指導においては、自分の手で触れたり、実際の場面をみたり、具体物を操作したりする体験的な活動を計画的に確保すること、言語発達の程度や身体の動きに応じて、表現するために必要な知識、技能、態度及び習慣の育成に努めることが大切である。」と解説している。

言語活動の充実により、考えて、判断したことを表現する学習が重要であるという新学習指導要領の重要な改善の視点に加えて、肢体不自由のある児童生徒においては、障害の特性に配慮して、言語活動の充実により「表現する力」を育むことがとりわけ肝要であると言える。そして、各教科等の指導全体を通して、言語活動を充実させるためには、各教科の指導内容を精選、重点化することとともに、個々の児童生徒の障害の状態に応じた指導である自立活動の指導と関連させることが求められる。また、児童生徒が表現しようという意欲を高めるために、興味・関心のある活動や有用感・達成感を実感できる学習活動とすることが基盤となる。こうした、肢体不自由のある児童生徒の教科指導における「表現する力」の育成に求められる課題を整理したものが、図Ⅱ-3-1 である。

肢体不自由のある児童生徒の教科指導における「表現する力」の育成に求められる課題



図Ⅱ-3-1 肢体不自由のある児童生徒の教科指導における「表現する力」の育成に求められる課題

(長沼俊夫 徳永亜希雄 金森克浩 齊藤由美子 笹本健 小田亨)

文献

- 1) 中央教育審議会 (2008). 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について (答申).
- 2) 高木展郎 (2008). 「各教科等における言語活動の充実」とは何か. 高木展郎 (編著), 各教科等における言語活動の充実—その方策と実践事例, 15-16. 教育開発研究所.
- 3) 文化審議会 (2004). これからの時代に求められる国語力について (答申).
- 4) 言語力育成協力者会議 (2006). 言語力の育成方策について (報告書案)【修正案・反映版】.
- 5) 文部科学省 (2008). 小学校学習指導要領.
- 6) 国立教育政策研究所教育課程研究センター (2010). 評価規準の作成のための参考資料 (小学校).
- 7) 文部省 (1991). 小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について (通知).
- 8) 文部科学省 (2001). 小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について (通知).
- 9) 国立教育政策研究所教育課程研究センター (2008). 評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料.